

令和6年度狭山茶魅力アップ支援事業実施業務委託仕様書

この仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が実施する「狭山茶魅力アップ支援事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託事業名

令和6年度狭山茶魅力アップ支援事業実施業務

2 事業の目的

埼玉県は、恵まれた自然条件を生かし多彩な農業が展開され、730万の県民を有する大消費地でもあることから、首都圏有数の農業県として発展している。

このうち県西部地域を中心に生産される「狭山茶」は、「自園・自製・自販」が特徴であり、全国に誇る本県の農産物ブランドとして確立しているが、近年、茶の需要については、ペットボトル飲料は堅調である一方、急須で茶を飲む、いわゆるリーフ茶の消費は減少傾向にあり、狭山茶生産の振興に大きな課題となっている。

このため、本事業の「スタンプラリー」の実施により、狭山茶を扱っている茶専門店や飲食店等を訪れる人流を創出し、狭山茶を見て知って、飲んでいただくとともに、「狭山茶レシピコンテスト」の実施により、狭山茶の様々な楽しみかたのレシピを広く募集し入賞レシピを発信することにより、消費拡大を図ることとしたい。また「狭山茶特設サイト」等により、県内茶業者の商品紹介・販売や、関連イベント情報など狭山茶の様々な魅力を発信する。

本事業により、狭山茶の魅力をアップさせ、新たな需要拡大に結びつけることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 委託業務の内容

委託する事業内容は、次のとおりとする。

なお、業務を円滑に進められるよう、具体的な取組内容については県と協議の上、実施することとする。

(1) 狭山茶スタンプラリー業務に係る企画・運営

ア 実施時期

契約締結日～令和7年2月末

(スタンプラリー開催期間：9月下旬～ ※終期については委託契約期間内かつ、事業効果が期待できる期間とすること)

イ 実施内容

狭山茶の魅力を体験するため、狭山茶を取り扱う茶専門店や食品販売店、カフェなど狭山茶を利用する店舗等を巡るスタンプラリーの企画・運営(参加事業者等募集、広告宣伝、スタンプラリー運営、参加者募集、景品発送等)を行う。

ウ スタンプラリー参加店舗等

以下のいずれかに該当する県内事業者とする(参加にあたり、新たに狭山茶等の取扱いを開始する事業者も対象とする)。

(ア) 狭山茶を扱っている茶専門店

(イ) 狭山茶や狭山茶を使用した加工品を扱っている食品販売店

(ウ) 狭山茶や狭山茶を使ったメニューを提供している飲食店

※狭山茶：煎茶、抹茶、紅茶、ほうじ茶等茶種を問わない。

エ 参加店舗 40店舗以上(うち飲食店10店舗以上)

オ 参加者数 1,600人以上

カ 効果測定 実施期間中、参加店舗の来店者数や狭山茶、狭山茶加工品、狭山茶メニューの販売などの効果測定をすること。

※効果測定の方法については、県と協議して決めること。

キ スタンプラリーの方式は、デジタル、アナログ併用とし、景品を用意すること。

<提案を求める内容等>

事業の目的を達成するためのスタンプラリー参加者層や実施時期及び期間、スタンプラリーの実施内容、参加店舗等、スタンプラリーの方式。このほか、有効な企画等があれば提案すること。

(2) 狭山茶レシピコンテストの企画・運営

ア 実施時期

契約締結日～令和7年2月末

イ 実施内容

「個人、団体が考案した狭山茶(和紅茶)を利用したレシピ」のコンテストの企画、運営(募集、審査)を実施する。

ウ 募集方法

一般応募の他に、料理教室や県内の調理専門学校、調理系学科のある高校などにコンテストの告知及び応募要領を送ること。コンテストのチラシを作成するとともに、県から提供された名簿に基づきこれらを送付するこ

と（学校や団体への応募依頼は県と共同で実施）。

エ 審査方法

審査員や審査方法については、県と協議して決めること。

オ 応募者

応募者の要件はなし。

カ 応募数

50点以上

キ レシピコンテスト終了後に、受賞作品を特設サイトに掲載すること。

ク 効果測定 実施期間中、コンテスト募集サイトの閲覧数や作品の閲覧数など効果測定をすること。

※効果測定の方法については、県と協議して決めること。

<提案を求める内容等>

事業の目的を達成するためのコンテスト参加者層や実施時期、コンテストの実施内容、周知方法。このほか、有効な企画等があれば提案すること。

(3) 「狭山茶特設サイト」の運営

ア 実施時期

令和6年9月～令和7年3月中旬

イ 基本内容

(ア) 消費者に狭山茶の魅力や楽しみ方を伝え、商品の購入ができるサイトとなるよう、既存の「狭山茶特設サイト」(<https://saitama-sayamatea.com/>)の運営及び情報の更新を行うこと。

(イ) 狭山茶に関するNews（バナー含む）について、契約期間中4回を目安に適宜更新し、情報を発信すること。

(更新例)

- ・狭山茶に関連する情報を県公式Instagram「狭山茶を知ってもらい隊！」への掲載と並行して更新

(https://www.instagram.com/sayamacha_saitamaken_official/)

- ・イベントの開催告知

(ウ) 「お知らせ」の記事作成

- ・狭山茶スタンプラリーの開催案内

- ・その他イベントの開催告知

(エ) 「レシピコンテスト」の記事作成

- ・狭山茶レシピコンテストの開催告知…募集内容についての詳細を掲載

- ・狭山茶レシピコンテストの結果発表…作品の写真と調理方法を掲載

(オ) 「ショッピング」の記事作成

- ・お茶屋さんの情報を更新

ウ 効果測定 実施期間中、新着記事等に対するアクセス数やアクセス時期

など、狭山茶に触れる機会の創出状況について効果測定をすること。

※効果測定の方法については、県と協議して決めること。

＜提案を求める内容等＞

事業の目的を達成するためのサイトのターゲット、更新案及び頻度。このほか、有効な企画等があれば提案すること。

（４）県公式Instagram「狭山茶を知ってもらい隊！」による事業PR

ア 実施時期

契約締結日～令和7年3月中旬

イ 基本内容

（ア）県公式Instagram「狭山茶を知ってもらい隊！」

(https://www.instagram.com/sayamacha_saitamaken_official/) を活用し、狭山茶スタンプラリー、狭山茶レシピコンテストのPR等を行うこと。契約期間中4回を目安に適宜投稿し、情報を発信すること。

（発信例）

- ・狭山茶スタンプラリーの開催案内
- ・狭山茶レシピコンテストのPRや結果の紹介

ウ 効果測定 実施期間中、閲覧数やアクセス数、アクセス時期など狭山茶に触れる機会の創出状況について効果測定をすること。

※効果測定の方法については、県と協議して決めること。

＜提案を求める内容等＞

事業の目的を達成するための投稿のターゲット、更新案及び頻度。このほか、有効な企画等があれば提案すること。

（５）各イベントを連動させた推進

各イベントの企画運営については、相乗効果が上がるよう工夫すること。

＜提案を求める内容等＞

各イベント間の連動や、相乗効果が上がるような取組。

5 事業計画書、工程表及び報告書の提出

（１）事業計画書、工程表

ア 受託者は、契約締結後速やかに実施計画書及び本委託業務の実施体制、工程表を作成し、県に提出すること。

イ 業務の実施に当たっては、県と協議の上行うこと。また、事業計画書及び工程表に基づいた実施状況を県に毎月、月末に報告すること。

(2) 会議録の作成

受託者は、県と受託者の間の打合せ記録を作成し、内容を毎月1回以上双方で確認すること。

(3) 報告書

委託業務の完了後、事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、県に提出すること。

ア 提出物

- ・業務完了報告書
- ・事業実施報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）及び電子データ（事業実施報告書を記録した電子媒体）

イ 提出期限

令和7年3月14日（金）

ウ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・現金出納簿等の会計関係帳簿類
- ・事業の実績に係る記録

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ該当作業を履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

(8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に埼玉県に報告する。

(9) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。

ただし、写真の著作権等について個別に協議した場合においては、この限りではない。

なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議し業務を進めるものとする。